

刑弁でGO!

第6回

トピック

当番で不受任？

刑事弁護委員会委員

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員

武藤 暁 (54期)

当会では、被疑者等から選任申し出があった場合、当番弁護士に受任義務があります。しかし、実際には、当番弁護士の受任率は決して高くありません。5月の被疑者国選拡大を控えて、今回は、この問題を検証したいと思います。

1つの原因として、受任義務に関する規定が会員に十分に周知されていない、あるいは正しく理解されていないことがあると思います。

当会の刑事弁護人推薦運営細則第9条は「当番弁護士は、被疑者等からの弁護人選任の依頼があった場合には、原則として受任しなければならない。ただし、不当な弁護活動を強要されたとき、その他正当な事由があるときは、受任を拒絶又は辞任することができる。」と定めています。正当な事由があるときは、例示されている「不当な弁護活動を強要されたとき」、例えば証拠隠滅を要求されたときなどのほか、共犯者について受任済みであって利益相反関係にある場合などが典型です。多忙や被疑者等に資力がないことは、受任を拒絶する正当な事由には当たりません。

しかし、残念ながら、当番報告書の不受任理由欄に、何も記載がなかったり、「業務多忙のため」とか「資力がないため、起訴後国選弁護人を頼むように助言した」などの理由を書かれる会員が少なからずいらっしゃいます。本稿をきっかけに、当番弁護士の受任義務について、正しく理解していただければと思います。

原因の2つ目は、当番での接見の際に、被疑者等が、弁護人の意義や被疑者弁護援助制度等を正しく理解するに至っていないことが考えられます。

不受任理由で一番多いのは、被疑者等から選任申し出が無い、というものです。しかし、お金もかから

ず、何のデメリットもないことを理解しつつ、被疑者等が頑なに弁護人選任を拒否するケースはないはず（そもそも、そういう場合は当番弁護士を呼ばないはず）です。被疑者等が選任申し出をしない理由のほとんどは、①高額な費用がかかると思っているか、②捜査機関から、弁護人をつけると処分が重くなるとか、弁護士は金を取るだけで何もできないなどと言われて、それを信じてしまっているかだと思います。③被疑者等が少年の場合には、親と相談しなければ自分では決められないと思っていることもあります。

いずれも、当番弁護士から、弁護人の意義や被疑者弁護援助制度等について丁寧に説明すれば、解消できる誤解です。資力が乏しい被疑者等に対しては償還義務が免除されることが多く、特に少年の場合原則償還義務はないこと、たとえ保護者が反対していても少年の意思で選任できることなどをきちんと説明すれば、選任申し出は格段に増えるはず（はず）です。

当番弁護士制度にご協力いただいている会員の皆様には、被疑者等の権利擁護のため、当番での接見時に、上記のような誤解を被疑者等が抱いていることを念頭に置いて、その誤解を解くべく丁寧に説明し、被疑者等が安心して選任申し出できるようにご尽力いただきたいと思います。

被疑者国選拡大後も、逮捕段階、必要的弁護事件以外の事件、そして家裁送致後の少年事件について、当番制度は継続します。これは、国選の穴を埋めて被疑者等の権利を擁護し、かつ国選の更なる拡大を目指すために継続するものです。受任率が低くては、この目的を達成することはできません。当番弁護士制度について、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

裁判員裁判対応弁護士養成講座を受講して

会員
五島 丈裕 (54期)

1 裁判員裁判対応弁護士養成講座の実施

2009年1月16日、17日の2日間、弁護士会館5階において、裁判員裁判対応弁護士養成講座（第9回）が実施された。

この講座は、実演を通じて、5月から始まる裁判員裁判における法廷弁護技術の研修を受けるもので、既受講者の評判が良いことから参加を決めた。

評判の通り、受講により、「目からウロコが落ち」、「法廷弁護技術に止まらないものを得る」ことができた。

2 講座の概要

受講者は、事前に送付される事件記録一式を検討した上で、講座に臨む。

修習期もまちまちの受講者二十数名が2班に分かれ、弁護人又は検察官として、講師や他の受講者の前で、主尋問、反対尋問、冒頭陳述、論告・弁論を、それぞれ数分間実演し、指導やアドバイスを受ける。最後に役割を分担して模擬裁判を行う。

各実演の前には、20分程度の講義がある。

尋問に関する講義内容は、裁判員裁判でなくても心がける事項と言えるので、その全てが新たな知識となるものではないが、簡にして要を得た講師の話は、既にある知識を整理し、その意義を正しく理解するのに大変役立った。

冒頭陳述や弁論の講義内容は、まさに裁判員裁判を見据えたものと言える。

聞く者は、法律の専門家ではない老若男女。この状況を前提として、冒頭陳述で、いかに弁護人が主張するストーリーを要約し、信じられるものとしてイメージ付けることができるか。弁論で、いかに弁護人の主張に関する武器を、その後の評議に臨む裁判員に与えることができるか。講義は、これらを実現する心構えやテクニック等を内容とした新鮮な話であった。

3 講座の特色

この講座の特色は、何と言っても、ペーパーレスによる実演、ビデオ録画、実演直後の指導と録画内容のチェックという方式にある。

法廷で書いた物を全く見ずに尋問や弁論をする。おそらくは、多くの弁護士が実践していない方法である。実際の裁判員裁判で書面を一切使用しないことの是非はさしおくとして、書面を見ないです実演は、要点を頭にしみ込ませ、それを要領よく、効果的に伝えることの訓練となっていることを実感した。

実演直後の講師のコメントは、立ち位置や仕草にまで及ぶものである。又、実演している姿はビデオ録画され、それを自身で見て、問題点等を確認できた。

最後に行う模擬裁判は、それまでの研修で身に付けたスキルを発揮する場となった。

4 受講により得たもの

今回の受講で、尋問や弁論等に関する法廷技術を学び、裁判員裁判における法廷弁護が、これまでの弁護と異なることを実感できた。

又、今回、学んだことは、依頼者や相手方等、他者に話を伝えるにおいて役立っていると感じている。必要なことを、分かりやすく効果的に話して伝えることは、弁護士として、当然に意識しなければならないことである。受講により学んだ知識やテクニックは、弁護士業務において、話をする様々な場面で生かすことができるものであるように思える。

5 おわりに

裁判員裁判対応弁護士養成講座は、その内容と方法により、裁判員裁判に係る知識や技術の習得に止まらず、日常の弁護士業務に役立つ話術習得の一助となっているというのが受講した感想である。今後も、同様の特色を持つ講座の実施を楽しみにしている。